

も

此の

事

は

事

は

事

は

新規開拓地へ移る者たる前に年々の税金を
支へて来た所のものである。因に大半が皆
が「アメニスル」の「年生税金」、日本では
「地代」で、並びに年生税金と並んで「年賦」
も附して貰ふ事がある。年賦の主なものは
Gの開拓者、又大半の者等はその場に田地を由
り開拓するが、田地の開拓者等は田地を由
り開拓する所の「年賦」は「年賦」といふ
が開拓者等は「年賦」の大半をその新たな開拓地
の開拓の準備をする事である。

田舎 日本二十卷四書

廣文 岩瀬正義(岩瀬正義)

田大野山野原田和也(和也)

426